

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

原判決（その引用する第一審判決を含む。以下同じ。）の確定する事実関係のもとにおいては、成功報酬金一〇万円の支払契約を締結することにより、被上告人は一〇万円の債務を負い、したがつて、すでに財産上の損害が現実に生じている旨の原判決の判断は、正当として首肯することができ、原判決には所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	松	田	二	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一郎